

阿南工業高等専門学校学生表彰規則

(平成16年4月1日)

(規則第75号)

(目的)

第1条 この規則は、本校学生にして他の学生の模範となる善行等があった者を表彰し、もって学生の勉学意欲の高揚、学業成績の向上と旺盛なる責任観念を養成することを目的とする。

(表彰を受ける者)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。ただし、阿南工業高等専門学校学則第49条の規定による懲戒処分を受けた者は、原則として表彰しない。

- (1) 心身健康にして学業成績が3年以上連続して優秀なる者
- (2) 旺盛なる責任観念に徹し、課外体育活動に卓越した技能を発揮し、本校の声価を高めた者
- (3) 課外文化、学術活動で文化の向上発展に顕著な功績を収め、又は学術研究に優秀な成績を挙げた者
- (4) 人命救助、重大事故の未然防止等社会的福祉の維持増進に顕著な功績のあった者
- (5) その他学生の模範として推奨できる善行のあった者

(表彰の時期)

第3条 表彰は、学生の卒業時に行う。ただし、特別の必要があるときは、毎学年の終わり又は随時に行うことができる。

(表彰)

第4条 表彰は、校長が表彰状及び記念品を授与することにより行う。

(被表彰者の選考及び決定)

第5条 被表彰者は、学生委員会の選考に基づき、運営委員会の議を経て、校長が決定する。

(表彰記録及び公示)

第6条 表彰された者は記録にとどめるほか、全学生に公示する。

(表彰状の返納)

第7条 表彰された者が懲戒処分を受け、その他受有者たる対面を汚辱するの失行があったときには、表彰状を返納させる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校学生表彰規程（昭和40年4月1日規程第4号）は、廃止する。